

「特定最低賃金の件名について」

	正式名称	使用する呼称
1	千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	一般機械器具製造業関係最低賃金
2	千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電気機械器具製造業関係最低賃金
3	千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金	精密機械器具製造業関係最低賃金

(参考)

平成 19 年 11 月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、千葉県特定最低賃金 7 業種のうち 3 業種の件名が変更。

	変更前の名称
1	千葉県一般機械器具製造業最低賃金
2	千葉県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金
3	千葉県精密機械器具製造業最低賃金